

社会福祉法人 誠光福祉会

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人誠光福祉会（以下、「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受け財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会または評議員会への出席等、法人及び施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める「社会福祉法人誠光福祉会旅費規程」に基

づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員等が理事会または評議員会への出席等法人及び施設運営のための業務にあたって費用を要する場合は、別表第3に定める額を支給する。ただし、施設職員であって役員を兼務する者については、この規定を適用しない。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規定を持って、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1 (役員報酬)

理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第2 (評議員報酬)

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第3 (役員等の理事会、評議員会等への出席に対する費用)

	1回あたり
会議等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	実費